

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 高橋 孝眞

- 1 日時
平成 28 年 3 月 24 日（木曜日）
午後 1 時 9 分開会、午後 2 時 27 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
高橋孝眞委員長、田村勝則副委員長、佐々木順一委員、高橋元委員、
菅野ひろのり委員、嵯峨耆朗委員、川村伸浩委員、渡辺幸貫委員、高田一郎委員、
吉田敬子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
柳原担当書記、藤平担当書記、田口併任書記、眞島併任書記、筒井併任書記
- 6 説明のため出席した者
小原農林水産部長、上田副部長兼農林水産企画室長、
藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、黒田農林水産企画室特命参事、
中村農林水産企画室企画課長、瀧澤農林水産企画室管理課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
 - ア 議案第 139 号 島の越漁港海岸水門高潮対策工事の請負契約の締結に関し議決を
求めることについて
 - イ 議案第 140 号 山田漁港海岸ほか防潮堤高潮対策工事の請負契約の締結に関し議
決を求めることについて
 - ウ 議案第 141 号 大沢漁港海岸防潮堤高潮対策ほか工事の請負契約の締結に関し議
決を求めることについて
 - エ 議案第 147 号 田老漁港海岸防潮堤（第 4 工区）災害復旧工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについて
 - オ 議案第 148 号 田老漁港海岸防潮堤（第 5 工区）災害復旧工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについて
 - カ 議案第 149 号 釜石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を

求めることについて

キ 議案第 150 号 箱崎漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を
求めることについて

9 議事の内容

○高橋孝眞委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程のとおり議案 7 件について審査を行います。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第 139 号島の越漁港海岸水門高潮対策工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸の水門工事の請負契約議案について御説明いたします。議案は議案書（その 7）の 1 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第 139 号島の越漁港海岸水門高潮対策工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は島の越漁港海岸高潮対策（水門その 1）工事、工事場所は下閉伊郡田野畑村松前沢地内、契約金額は 9 億 72 万円、請負者は大豊建設株式会社であります。

次に、2 ページ目をお開き願います。本工事は漁港海岸の津波防災対策として、新たに水門の躯体の整備を行うものであります。中段の写真は、施工箇所の状況で、下段の計画平面図に水門の施工位置を旗揚げしております。

次に、説明資料の 3 ページ目をお開き願います。上段は島の越漁港海岸全体の計画平面図でございます。水門の施工位置をお示ししております。下段には水門一般図を掲載しており、水門の構造形式は扉体が上下に可動するローラー式水門で、計画高は T. P. 14.3 メートルであります。

4 ページ目には入札結果説明書、5 ページ目には入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋元委員 入札参加が 1 者ということでした。これは水門工事ですから、ほかとは少し違った技術が必要だということだと思いますが、大体何社ぐらい対応できる会社があって、そのうちの 1 者しか入札に参加しなかったのでしょうか。もちろんほかのところの水門工事もやられているとは思いますが、その辺の状況を教えてください。それからこれも陸閘ですか、それとも違う形なのですか。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 この工事につきましては特殊な工事ということでしたので、入札結果説明書にありますように径間長 16 メートル以上のものを施工した実績を有する者を条件としました。

何者ぐらい入札が見込めるかということですが、事前に照会したところ 34 者ということで実施したものでございます。

それから、2 点目の陸閘につきましてはこの水門に隣り合って建設する予定ですがけれども、これについてはまた後日発注したいと考えております。

○高橋元委員 この入札公告はインターネットで公告するのですか、それとも対応していただける会社に案内を出されるのですか。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 基本的には入札担当のところインターネットを使って電子入札の形でやっておりますので、特にこちらから各社に問い合わせるということはしておりません。

○高橋元委員 1 者だけの入札というのは、過去にも事例があったのですか。1 者で問題ないのかという点をお伺いします。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 1 者入札の件ですがけれども、実際のところ震災後にかなり数が多くなっています。震災前は 1 者入札というのは適当ではないとのことで、はじいていたのですけれども、震災後の状況のなか応札する業者が少ないということで、1 者でもよしとした経緯がございます。

○嵯峨耆朗委員 1 者入札というのはこれまでもあったかと思うのですけれども、99.99%という落札率は相当すごいと思うのですが、これはどうなのでしょう。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 予定価格については事前に公表してございますので、それを見て判断したのではないかと思います。やはりこういった複雑な技術を要する工事ですので、自社の利益等を勘案して札を入れられたのではないかと考えております。

○嵯峨耆朗委員 一般的には 99.99%で札を入れるということは、どんなに高く入れても絶対とれるか、全くとる気がないか、どちらかなのです。自分のところしか応札する業者がいなかったのではなかったのかと、普通はそう考えると思いますけれども、どうなのですか。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 結果ですので、これについて私からこれがまずいのではないかとかということはないです。電子入札ですので、ほかの者が入ってくれば当然これを落札できないということもありますので、その辺をこの者が考えて、それでもこの値段ならやってもいいと判断したのではないかと思います。

○嵯峨耆朗委員 それぐらいしか答えようがないと思うのですけれども、ただ常識的に考えるとほとんど競争原理が働いていなければ入札の意味がないと思います。これ以外の入札は、みんな落札率が下がっていますよね。90%を切って、85%から 90%の間という数字になっていて、これはこれで大変だと思います。しかし、1 者しかない 99.99%の落札率というのは、県に瑕疵あるとかではないのですけれども、どう考えても変だと私は思います。

○小原農林水産部長 この 1 者入札でございますが、先ほど担当技監からも御説明申し上げましたが、県としてはやはり競争原理が働かないのは望ましい姿ではないと考えていま

す。決して違法ということではございませんが、望ましくないということで、震災前についてはいずれ2者以上見積もりがないものは、認めておりませんでした。

しかしながら、東日本大震災以降、非常に業者も不足しておりまして、1者入札がかなり多くございました。県としましては、早期の復旧、復興を優先すべきであるということで入札の運用を総務部で何回か見直しを行いまして、その形で今回のような結果になりました。1者で落札率 99.99%というのは過去にも例はございましたが、委員から御指摘があったとおり、決して望ましい姿ではないと考えてございます。

あとはやはり海中工事ということもありまして、業者側にとってもなかなか厳しい工事だということもございまして、入札につきましては、いずれ状況を見ながら絶えず総務部とも調整しながら制度の運用を改善してまいりたいと考えております。

○渡辺幸貫委員 一つは、業者のクラスというのがありますよね。今は建設業者が足りないと思いますが、点数制度でほかの業種をやっている方はクラスがえをするときに高く点数をつけるということで、他の業種も抱えている者は建設業として資格が少し高いそうですね。こういう人手が足りないときにそういう資格制度がいいのかということを考えるのです。震災中だけはその評価方法はやめて、建設業にだけ特化してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 委員の御質問と少し合わないところもあるかもしれませんが、入札結果説明書をごらんいただければ入札参加資格の格付で土木工事特A級または土木工事A級ということで、土木工事については全てこういった形でやっております。

○渡辺幸貫委員 こちらでは、A級かB級を決めるときに、特にA級ですと格上ですから、いいかもしれませんが、小さい業者だとその微妙なところが、他の仕事をやっているかやっていないかで評価が違うという問題があるのではないかと感じて聞いたのです。

あとは標準設計で価格を決め、落札されていくのだと思いますけれども、何回も状況が変わって、例えばその下に石が詰まったとか、掘ってみたらこうだったとかということがあって、金額が3割も4割も変わっていくのですよね。それが今回最初の落札のときに落札率 99.99%にもかかわらず、変更があり得るわけですね。その辺はどんなものなのでしょう。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 確かに渡辺委員御指摘のとおり、二、三年前は標準設計ということで出しておりましたが、今回の工事につきましては詳細設計で積算しております。もちろん現場で実際やった場合に少し条件が違うということはありますが、それほど大きな変更にはならないと思ってございます。

○渡辺幸貫委員 標準設計だとぴったりと金額が合うように計算できるかもしれないけれども、詳細設計をしてもぴったり合うというのはなぜなのでしょう。その仕組みを聞きたいです。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 金額がなぜ合うのかというお話についてで

す。発注する際には設計書の、金抜きと言っているのですけれども、金額を入れないで数量や資材の品質を全部明らかにして、入札にかけております。業者とすればそれを見て、独自に積算して、このぐらいのお金がかかると、その結果、このぐらいの利益が見込めるだろうということをやって入札されているものと思います。たまたまこの場合は、予定価格が出ていますので、予定価格を見て、自分の利益を上乗せして予定価格に近い額で札を入れたということだと考えてございます。

○小原農林水産部長 詳細は先ほど担当技監が答弁したとおりなのですが、そのほかに予定価格はこの数字自体も公表しております。したがって、詳細設計であろうが、この予定価格自体を公表しますから、それを見てわずかばかり金額を落として入札したということだと思います。

なぜ予定価格を公表するのか、競争が働かないのではないかという指摘もありますが、これについては過去において予定価格を隠すと逆に予定価格を知ろうとしていろいろな不祥事案があったということ踏まえて、県としては予定価格をどのような場合でも明らかにしていくということでございます。

○渡辺幸貫委員 要するに、詳細設計になっているから、あとは追加で3割や4割増といった変更契約はないのですね。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 この工事に当たっては、ボーリングもやっておりますし、詳細設計もやっているということで、よほど大きな地盤の変化などがない限りは3割や4割増という変更にはならないと考えてございます。

○高田一郎委員 後に続く防潮堤の工事についてはみんな80%台の落札率になっています。恐らくこの案件についても競争になればもっと下がったのではないかと思うのです。10%違っただけでも相当な金額になりますよね。

先ほど34者があるということでしたけれども、結果的に1者しか入札にならなかったというのはさまざまな要因があると思います。他の水門工事もたくさんあって、参加できなかったり、海中での特殊な工事ですので、技術者も不足しているのではないかと思います。しかし、この1者しか参加できなかった要因というのはほかにもあるのではないかと思うのですけれども、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 1者になった要因でございますけれども、その辺を詳細に調べるとするのは各者に聞き取るわけにもいきませんので、難しいです。考えられることについては、先ほど述べたとおり、海中での難しい工事で技術者も必要だということで、利益をなかなか上げるのも難しい工事ということで1者になったのではないかと考えております。

○高田一郎委員 この34者というのは県内業者と県外業者の数はそれぞれどの程度ですか。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 34者の内訳につきましては、入札担当がやっているものですから、内訳まではわかりません。県外、県内合わせて34者ということでご

ざいます。

○小原農林水産部長 業者についてですけれども、この次の議案も含めて土木工事の特A級、土木工事のA級と、単に土木工事ということでしかくくっておりません。これはいずれ入札参加対象を広くするためにございます。先ほど委員からも御指摘ありましたが、この現在の議案については、海中工事を伴う水門の工事で、他の議案については防潮堤の工事でございますので、この工種の違いが一番大きいものと考えられます。内部でこれを審査する際も、聞き取りまでは行いませんでしたが、なぜこの工事だけが1者でぎりぎりだったのか調査した結果、やはり海中工事の特殊性が理由だと考えました。

○田村勝則委員 次の議案とも関連するわけですが、予定工期が平成30年1月4日までということになっておりまして、これは復興完遂年ということになります。なるべくこの予定工期が守られるということが前提で契約をするわけですが、次の議案も同じ業者です。職員の確保等については当然しっかりと確認をして契約がなされるものだと思いますけれども、職員の確保については大丈夫なのかお聞きします。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 入札時には職員をどれだけ確保するかという聞き取りまではやってございませませんが、この大豊建設では島の越漁港自体の工事もやってございます。職員の確保という面では実績もございませし、大丈夫だと考えてございませ。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第140号山田漁港海岸ほか防潮堤高潮対策工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸の防潮堤工事の請負契約議案について御説明いたします。議案は議案書（その7）の2ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第140号山田漁港海岸ほか防潮堤高潮対策工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は山田漁港海岸ほか高潮対策（防潮堤その2）工事、

工事場所は下閉伊郡山田町山田及び大沢地内、契約金額は16億9,128万円、請負者は大豊建設株式会社であります。

次に、2ページ目をお開き願います。本工事は漁港海岸の津波防災対策として高潮対策事業により防潮堤の新設整備を行うものであります。中段の写真は施工箇所状況で、下段の計画平面図に防潮堤570.2メートルの施工位置を旗揚げしております。

次に、説明資料3ページ目をお開き願います。本工事は施工箇所は山田漁港海岸と大沢漁港海岸の接続部に位置しております。下段には標準断面図を掲載しており、構造形式は直立型の防潮堤であり、基礎地盤の条件より逆T式と重力式の2種類があり、計画高はT.P.9.7メートルであります。

4ページ目には入札結果説明書、5ページ目には入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○田村勝則委員 この箇所は、国道45号の中でも一番狭隘なところで、交通量も激しいです。十分その点の配慮等もなされ、安全対策をしっかりとって工事がなされるものだと思いますけれども、工期がおくれればやはり交通量にも支障も来すという地点でございます。その辺もあわせしっかり取り組んでいただきたいと思うわけですが、その辺の安全対策については県のほうではどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 ここは国道45号ということで交通量も大変多いですので、国道への影響を最小限になるように計画してございます。具体的には海側に作業ヤードも兼ねた仮設道路を設置して国道を直接使わない方法で工事を進めたいということでございます。

○高田一郎委員 先ほど説明の中に今回の工事は新設整備というお話がありました。これはもともと防潮堤がなかったところに新しく工事をするということだと思っておりますが、それはなぜかということと、計画高が9.7メートルとなったその理由について説明してください。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 防潮堤の計画高でございますけれども、震災前は現況の堤防高がT.P.で6.6メートルでございます。震災後に津波シミュレーションを行いまして、L1津波の高さに対応するためにT.P.9.7メートルということで地元の方と協議を進めて、かさ上げ高3.1メートルを上げるということで進めているものです。その結果として、今まで防潮堤がないところにも新設する必要があるということで、それを高潮対策事業ということで進めているところであります。

○高田一郎委員 計画高についても地元との合意で進めているということでありました。

それで、今回の防潮堤の工事570.2メートルですが、逆T式、重力式、そしてまた逆T式と3カ所に分かれていますけれども、これは用地がなかなか確保できないということで、3カ所に分けた工法でやるのか、その辺を説明してください。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 断面の違いということですが、説明資料の3ページに標準断面図、左側に逆T式、右側に重力式という部分がございます。右側の重力式ですけれども、この下の地盤が岩盤になってございまして、岩盤の上に直接コンクリートを載せるという形にしております。それから、逆T式は岩盤がかなり下のほうまで行かないとないということで、杭を打つものです。これについては単に地盤条件の違いということで構造形式を変えているところでございます。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第141号大沢漁港海岸防潮堤高潮対策ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸の防潮堤工事の請負契約議案について御説明いたします。議案は議案書（その7）の3ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明書により御説明いたします。

議案第141号大沢漁港海岸防潮堤高潮対策ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は大沢漁港海岸高潮対策（防潮堤その1）ほか工事、工事場所は下閉伊郡山田町大沢地内、契約金額は11億7,396万円、請負者は樋下建設株式会社であります。

次に、2ページ目をお開き願います。本工事は、漁港海岸の津波防災対策として防潮堤の新設と復旧を行うものであります。中段の写真は施工箇所の状況で、下段の計画平面図に防潮堤439.6メートルの施工位置を旗揚げして位置をお示ししております。

次に、説明資料3ページ目をお開き願います。本工事は、大沢漁港海岸において高潮対策事業により防潮堤の新設整備と災害復旧事業により防潮堤の復旧をあわせて行うものであります。下段には標準断面図を掲載しており、構造形式は直立型の防潮堤であり、基礎地盤の条件により杭基礎式と直接基礎式の2種類があり、計画高はT.P.9.7メートルであります。

4ページ目には入札結果説明書、5ページ目、6ページ目には入札調書を添付しており

ますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 147 号田老漁港海岸防潮堤（第 4 工区）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第 148 号田老漁港海岸防潮堤（第 5 工区）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、以上 2 件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸の防潮堤災害復旧工事の請負契約議案 2 件について一括で御説明いたします。議案は議案書（その 7）の 9 ページ及び 10 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第 147 号田老漁港海岸防潮堤（第 4 工区）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は田老漁港海岸災害復旧（23 災県第 678 号防潮堤その 4）工事、工事場所は宮古市田老地内、契約金額は 9 億 6,120 万円、請負者は株式会社タカヤであります。

次に、2 ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤の復旧を行うものであります。中段の写真は施工箇所状況で、下段の計画平面図に施工区間 209.5 メートルを旗揚げして、位置をお示ししております。

次に、説明資料 3 ページ目をお開き願います。上段の田老漁港海岸全体の計画平面図に防潮堤その 4 工事の位置を赤で旗揚げして、位置をお示ししております。下段に標準断面図を掲載しており、構造形式は直立型の防潮堤であり、計画高は T. P. 14.7 メートルであります。

4 ページ目には入札結果説明書、5 ページ目には入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、議案第 148 号について御説明いたします。内容につきましては、引き続きお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第 148 号田老漁港海岸防潮堤（第 5 工区）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は田老漁港海岸災害復旧（23 災県第 678 号防潮堤その 5）工事、工事場所は宮古市田老地内、契約金額は 9 億 6,660 万円、請負者は株式会社タカヤであります。

次に、2 ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤の復旧を行うものであります。中段の写真は施工箇所状況で、下段の計画平面図に施工区間 276.5 メートルを旗揚げして、位置をお示ししております。

次に、説明資料 3 ページ目をお開き願います。上段の田老漁港海岸全体の計画平面図に防潮堤その 5 工事の位置を赤で旗揚げしております。下段に標準断面図を掲載しており、構造形式は傾斜型の防潮堤であり、計画高は T. P. 14.7 メートルであります。

4 ページ目には入札結果説明書、5 ページ目、6 ページ目には入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 入札調書の中で技術提案評価項目の地域精通度等とありますよね。これはどうやって決めているのですか。議案第 147 号の場合、落札者の地域精通度等が一番高いのですけれども、この部分についてそんなに差があるのかと思うわけです。これはどういう考え方を示しているのでしょうか。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 地域精通度等の考え方ということでございますけれども、災害復旧工事での説明をさせていただきます。

五つのポイントがありまして、1 点目は地域内拠点の有無ということで、工事箇所と本社の所在地に基づき調査するもので、例えばこの工事箇所の振興局管内に本社を有すれば 0.5 点、市町村内に本社を有すれば 1 点という点数になります。

2 点目に、災害協定の有無ということで、岩手県と災害時における応急対応業務に関する協定を結んでいれば 0.5 点ということでございます。

3 点目に、雇用対策の実績ということで、障がい者や県内居住者を新規雇用した場合、0.5 点という点数がつきます。

4 点目に、災害活動の実績ですけれども、工事箇所の振興局の管内で災害活動実績、例えば道路パトロールしたとか、何か災害を見つけたなどの実績が市町村内であれば 1.5 点、振興局内であれば 0.7 点という点数になります。

5 点目に災害応急工事の実績ということで、この振興局管内で発生した災害に係る応急工事を災害発災後直後からこういった応急工事の活動をしたというところであれば 0.8 点の点数がつくということで配分しています。やはり沿岸で活動をされている業者はここ

が高くなる状況になります。

○**嵯峨耆朗委員** 議案第 148 号の調書で見ると、例えばこの刈屋建設というのは沿岸広域振興局管内の会社ですよね。その分高くなったのかもしれないけれども、今の説明でも余り差がどこにあるのかわからないです。

この評価項目そのものの点数は、誰がつけるのでしょうか。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** これは業者自身が自分で評価をして点数つけますけれども、その点数に間違いはないかということを県が確認した上で、最終的にこの点数になっているものでございます。

○**嵯峨耆朗委員** 入札調書で備考 2 というのがあります。ここには、落札候補者として事後審査した者以外の総合評価点は確定値ではないと記載されています。ということは、私の理解からするとこの議案第 147 号で見た場合には、入札したタカヤ以外のこの評価項目は確定値ではないということですか。これはどういうことですか。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** これにつきましては、入札後に一番上の落札候補者が決まった場合、その業者から施工実績など詳しいデータももらいます。詳しいデータをもとに最終的な点数が間違いはないかというのを確認します。点数が違っているということであれば、それをもう一回入札担当に返して、その落札候補者がそれでいいのかどうかという判断をするという仕組みになってございます。

○**嵯峨耆朗委員** うその申告をしたらもう一回入札に戻していくということは、うそが多かった場合には落札者にならないということもあり得るのですか。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 基本的には第 1 順位、第 2 順位、第 3 順位となりますので、入札で候補者が多ければそのような状況はないかと思えます。ただ、今までの審査の中では業者側から実績に値しないようなところが出て、その点数を変えたということはございますけれども、基本的にはそんなに間違いはないものです。

○**嵯峨耆朗委員** 先ほどこの評価は業者が出すと言っておりました。そして入札を担当する側でチェックするとのことでした。確定値は落札した者だけで、それ以外の業者の数字は正しく評価した結果ではないとすれば、この調書そのものがこれでいいかどうかというのは判断できないということにはならないですか。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 再度申し上げますけれども、落札候補者が決まったら、その方から詳細なデータももらって、ここに書いている評価点数が正しいかどうかをチェックするということですので、その段階ではもう間違いようがないということでございます。

○**嵯峨耆朗委員** 落札者に対しては調査をして、正しい数字が載っているというのはわかります。ただし、それ以外の業者は調査したわけではないから、正しいかどうかわからないわけですよね。そうすると、これを判断するときの材料として、調書そのものをどう見たらいいのかということですか。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 正確に言えばこれが全部正しいかどうかと

というのは、委員のおっしゃるとおり全ての業者から調書をもらわなければならないということなのですが、そこまでやる必要があるのかということなのです。委員が御心配されるように点数が違う場合もあるのではないかと考えてございますが、今までチェックした中で間違っているケースがたくさんあるというのはまずないです。そのため業者からの点数を信頼してもいいかと考えてございます。

○**嵯峨耆朗委員** それはそのとおりだと思います。私が思うのは、自己評価と書いてありますから、まず高い点数を申告することで、評価点が高くなるわけです。そのことによって、落札が決まるということも多々ありますよね。そうすると、例えば今回の場合でも価格で見ると一番安いわけではないわけですから、相当重要な要素を占める気がします。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 嵯峨委員のお話では、点数が間違っていたら、ひょっとして違う業者になってしまうのではないかと御心配をされていると思います。業者から出てきたものについてはまずはチェックをします。それで、もしその業者の自己申告の点数が、詳細にデータをもったから点数が上がるということではございません。自己申告以上の点数にはなりませんので、そういったことにはならないと考えてございます。

○**嵯峨耆朗委員** 今聞いて初めてわかったところが幾つかありました。この評価項目という数字は業者の自己申告だということです。そして、その数字そのものはそれぞれ一応チェックするけれども、しっかりチェックするのは落札が決まったところだけで、今回だとタカヤの点数だけが正しいわけです。それ以外の点数は、タカヤの点数ほど精査している数字ではなくて、自己評価で出した点数をそのまま載せているということですね。そうだとすれば同じように点数が載っているけれども、我々が判断する場合に調書を見て点数がこうだからこうなったのだというわけにはいきがたいのかなと感じたところです。これがいい、悪いとかではないですけれども、入札そのもののあり方について考えさせられました。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 具体的なところで、議案第147号田老漁港海岸防潮堤（第4工区）災害復旧工事についての説明資料の5ページ目をごらんいただきたいと思いますが、ここで入札したのはタカヤでございます。技術評価点計が13.5点となっております。入札額と合わせて総合評価点24.214点ということで、これが落札候補者の第1順位ということになります。この他の業者については、業者からもらったときに1次チェックでこの点数がいいかどうかというのは簡易にチェックしております。その上で、タカヤが第1順位であるということで入札担当から我々のほうに戻ってきたときに、このタカヤの点数が正しいかどうかという判断をいたします。ここで点数が違えば、例えばこれが13.5点ではなくて12.5点だという話になれば、それが入札担当者に戻っていきます。その結果として、例えば総合評価点で落札候補者がかわるといえることがあれば、次点の昭栄建設を調べるということになるのです。ただこの11.85点という昭栄建設の点数が詳細に調査して、これがこれ以上高くなるということはないものですから、そこで業者全てを調べる必要はないです。第2順位の者だけ調べれば、それ以外の第3、第4のと

ころの点数が高くなるということはないです。そのため、第2順位を調べればそれで十分済みますので、この入札結果について疑義はないと考えてございます。

○**嵯峨孝朗委員** それはそうだと思います。ただ、この調書を見たときに、簡易チェックした数字と詳細にチェックした数字が同じような状況で載っているということなわけですね。もちろん入札結果が覆らないことはそのとおりでしょう。しかし、我々からするとそもそもこの評価項目点数は業者が出すのではなくて、県の入札する側で評価したものだと思っていました。

精査した数字は落札者だけで、落札者以外の数字は簡易に調査したものだということですね。ただ実際には一覧で出されると同じ基準で全部やったのだらうと思ってしまうわけです。そういう目を見て、そうかと納得して賛成や反対をしていくという流れだと思うのです。

○**渡辺幸貫委員** 続きの工事の議案第148号についても同じタカヤの技術評価が高いのですよね。入札者の中には東証一部上場企業が幾つもあります。地元の精通度は下がるかもしれませんが、技術者の要件という点で考えると東証一部上場企業の方が高いのではないかと思います。そこはいかがですか。また、議案第147号と議案第148号ではタカヤの技術評点計が違います。同じ会社なのに点数が違うのはなぜですか。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 技術者の要件につきましては、この工事に対する技術者ということでやってございます。そのため、ここに配置される技術者でこういう級を持っているとか、それから施工の実績があるなどがあれば、技術者の要件の点数が高くなるわけです。大企業でも経験の少ない技術者をここに配置するというようなことになれば、点数が低くなります。建設技術振興課で行っている業者の審査ではなくて、あくまでもこの工事に配置する技術者の状況や実績というもので判断していますので、大企業、中小企業にかかわらず点数がついてくるものでございます。

○**渡辺幸貫委員** つまり、ここに出すときの評点というのは業者おのおのが集まって、こういう点数にしようと言えば、それが優先して結果が出てくるわけですね。ここは誰それが継続してまたとったなどと業者から聞こえてくるわけです。これについて疑念は持たなくていいですか。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 結論から申し上げて、そういうことはないと思っております。あくまでも技術提案評価ですので、企業の施工能力や技術者の要件、地域精通度はここで施工しようとしている業者の点数でございます。結局のところは、これは技術提案で評価した点数と価格評価点を合せた総合評価点で決まります。

○**渡辺幸貫委員** ここでは技術評価点計のほうのウエートが高いですよ。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 同じぐらいウエートなのですけれども、そういったところでこれは評価しているものと思います。

○**渡辺幸貫委員** 技術提案のところでは点数を上げられると県としても評価のしようがないと思います。入札は総務部に依頼して厳正にやられているとお話でしたが、今お話を

聞いてみるとつくづく技術提案評価項目というのはウエートが高いのだと感じました。そこで談合されてしまえば、そこで決定してしまうのではないのでしょうか。

○**小原農林水産部長** この総合評価でございますけれども、安かろう、悪かろうではよくないわけです。やはり技術力もしっかり審査すべきであるということで、県では技術評価点を入れた総合評価方式でやってきてございます。

この中の技術提案評価項目でございますが、この項目の詳細につきましては、先ほど担当技監が御説明しましたが、建設技術振興課が所管してございまして、そこでルールをしっかりと決めてございます。そのルールに基づきまして業者が自己申告してくるわけでございますが、一般的には過大に出してくるところはあっても、わざと低く出してくるところはないだろうという前提に立ちまして、細かな審査は行ってございませぬが、一応大まかな審査はしっかりとやってございます。その上で、落札候補者に対しては、しっかりとチェックする必要があるということで、そこについては詳細調査を経てあえて確定値という表現をさせていただいてございます。ここの調書の記載のあり方や審査につきましては、本日委員会でこのような意見が出たということを経務部並びに県土整備部に対してしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

○**高田一郎委員** 工事内容についてです。第4工区は209.5メートルで、第5工区についてはその隣で、同じ業者が276.5メートルの工事をするようになっております。同じ場所で2工区に分かれて工事を発注するわけですね。先ほど議題になりました同じ防潮堤の山田漁港については一つの工区で570.2メートルになっているわけですね。工事区間を分けて発注して、多くの業者に参加してもらおうということだと思っておりますけれども、片方は570メートル台、もう片方は200メートル台です。この考え方というのはどういうことなのでしょうか。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 工区の分け方ですけども、田老漁港の場合、一つは傾斜型で、もう片方は直立型ということでタイプが違います。それからこれを足し合わせると二十数億円の工事費になります。事業費規模と構造形式を勘案してやっているものでございます。

○**田村勝則委員** ここの現場は、国道から南へ行くと海岸に行きます。一方で北側でも高台移転等がなされて工事が最盛期を迎えている状況なわけですね。同時に復興道路も工事を行っています。交通が錯綜する非常に厳しい道路事情があると思います。そういう中で、第5工区は盛り土工事もあるわけですが、この盛り土材についてはどこから運搬してくるものなのでしょうか。また、田老地区では工事が複合していることから安全対策をしっかりと図っていただかないといけないと思います。工期が長いということもございまして、国道の勾配が急な箇所がありますので、安全対策もしっかり進めていただかないといけないだろうと思いますので、その点についてお聞きします。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** まず、防潮堤の盛り土材の件ですけども、これについては国土交通省が進めている三陸沿岸道路の工事もございまして、ここから発

生する土砂を利用する計画としてございます。

それから、2点目の安全対策でございますが、田老地区に限らず、こういった多くの工事が重なる場所があります。そういったところでは関係業者が集まって協議会を設立し、交通量の調整や安全対策をどうするかという取り組みをしております、田老地区についてもそのように進めてまいります。

○**田村勝則委員** 予定工期が平成29年または平成30年ということであります。三陸沿岸道路の現場から盛り土材を搬入するとなれば、いろは坂のような非常に急勾配で交通量が多い箇所からということになります。冬期の工事であれば、沿岸は雪が少ないといっても事故が懸念されるところでありますので、その点は県でも指導していただきながら、安全対策には万全を期して対応していただくようお願いしたいと思います。もう一度その辺をしっかりと確認していただくことを御答弁いただいて終わります。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 田村委員がおっしゃられるように、田老漁港の北側の国道45号はかなり急勾配になってございますので、こちらにつきましては関係機関と密接に連携とりながら安全対策をしっかりと進めてまいりたいと思います。

○**高橋孝眞委員長** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第149号釜石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 漁港海岸の防潮堤災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。議案は議案書（その7）の11ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第149号釜石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は釜石漁港海岸災害復旧（23災県第551号防潮堤その4）工事、工事場所は釜石市新浜町地内、契約金額は9億3,528万円、請負者は樋下建設株式会社であります。

次に、2ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸

保全施設の機能を回復させるため、防潮堤の復旧を行うものであります。中段の写真は施工箇所の状況で、下段の計画平面図に施工区間 325 メートルを旗揚げして、位置をお示ししております。

次に、説明資料 3 ページ目をお開き願います。右側の釜石漁港海岸全体の計画平面図、防潮堤その 4 工事の位置を赤で旗揚げしております。第 1 区間から第 3 区間までをあわせて延長 325 メートルの防潮堤の復旧を行うものであります。左下に標準断面図を掲載しており、構造形式は直立型の防潮堤であり、計画高は T. P. 6.1 メートルであります。

4 ページ目には入札結果説明書、5 ページ目には入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋元委員 今回は第 1、第 2、第 3 と区間が飛び飛びになっているのですけれども、その間が別途発注予定になっています。ここはまた別工事をしなければならないということなのでしょうか。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 施工区間が中抜けしている理由ですけれども、まず第 1 区間と第 2 区間を分けているものは、ここに別途発注する予定の陸開があるということです。それから、次の第 2 区間と第 3 区間の間ですけれども、これは隣接する市道がございまして、現在協議中です。この協議が固まればここが発注できるということになります。それから、第 3 区間から山付の区間については用地取得が未了ということで、ここは用地が取得され次第、発注したいと考えております。発注の仕方につきましては、別途発注するか、または変更増とするかは状況を見ながら判断させていただきたいと思っております。

○高橋元委員 今の説明の中で、市道と接する第 2 区間と第 3 区間の間については市道との関係が調整できれば発注となると思っておりますが、両隣が同じ業者でやっていたらそれも随意契約で追加する予定なのか、それとも全く別な業者が入ることもあるものなのかどうか、教えてください。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 こういった第 2 区間と第 3 区間の間に入っているところは、発注者側とすればできれば同じ業者をお願いしたいという気持ちはありますが、そこは実際に発注できる段階になったら再度検討した上で判断したいと思っております。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 150 号箱崎漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸の防潮堤災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。議案は議案書（その 7）の 12 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第 150 号箱崎漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は箱崎漁港海岸災害復旧（23 災県第 549 号防潮堤その 2）工事、工事場所は釜石市箱崎町地内、契約金額は 7 億 2,252 万円、請負者は新光建設株式会社であります。

次に、2 ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤の復旧を行うものであります。中段の写真は施工箇所の状況で、下段の計画平面図に施工区間 283.2 メートルを旗揚げして、位置をお示ししております。

次に、説明資料 3 ページ目をお開き願います。上段の箱崎漁港海岸全体の計画平面図、防潮堤その 2 工事の位置を赤で旗揚げしております。下段に標準断面図を掲載しており、構造形式は傾斜堤の防潮堤であり、計画高は T.P. 14.5 メートルであります。

4 ページ目には入札結果説明書、5 ページ目には入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

これをもって本日の審査を終わります。

3月末をもって小原部長は御退職されるということであり、ほかにも定年を迎えられ、あるいは異動される方がおられるということでもあります。長い間、大変ありがとうございました。皆さんを代表して部長から一言お願いしたいと思います。

○**小原農林水産部長** 先ほどは委員長からねぎらいのお言葉を頂戴いたしました。まことにありがとうございます。農林水産部長として2年間という期間でございましたけれども、委員の皆様方からさまざまな御指導、御鞭撻をいただきながら職務を全うすることができたと改めて御礼を申し上げる次第でございます。

私ごとでございますが、県職員生活37年間でございます。うち農林水産部には4年間、また議会事務局にも6年間おりました、大変議会の皆様方からもいろいろ御指導いただいたところでございます。退職後につきましてはまだ未定でございますが、県に関連した職務につくことになろうかと思っております。委員の皆様方におかれましても、今後ますますの御活躍、御健勝、御祈念申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本当に長い間、大変ありがとうございました。

○**高橋孝真委員長** 執行部の皆様は御苦労さまでございました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。